

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に「津山市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障害のある人の自立と社会参加、主体性の尊重、地域での支え合いを基本に、「障害のある人が安心して、生きがいを持って生活できる地域社会」の実現に向けて施策の展開を図っています。

この「津山市障害者計画・障害者福祉計画」は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき障害者施策に関する基本的な考え方を定める「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき障害福祉サービスの必要な見込み量などを定める「障害福祉計画」をあわせたものです。

「津山市障害者計画」は、平成24年度から平成29年度の6年間を計画期間としますが、「障害福祉計画」は、最近の施策を計画に反映するため計画期間を平成26年度までの3年間としています。

このたびの計画期間の終了に併せ、「障害者総合支援法」に定める「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。」との理念にのっとり、障害の有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、障害者施策全般にわたる近年の動向を踏まえながら、「第4期障害福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

（1）本計画の位置づけ

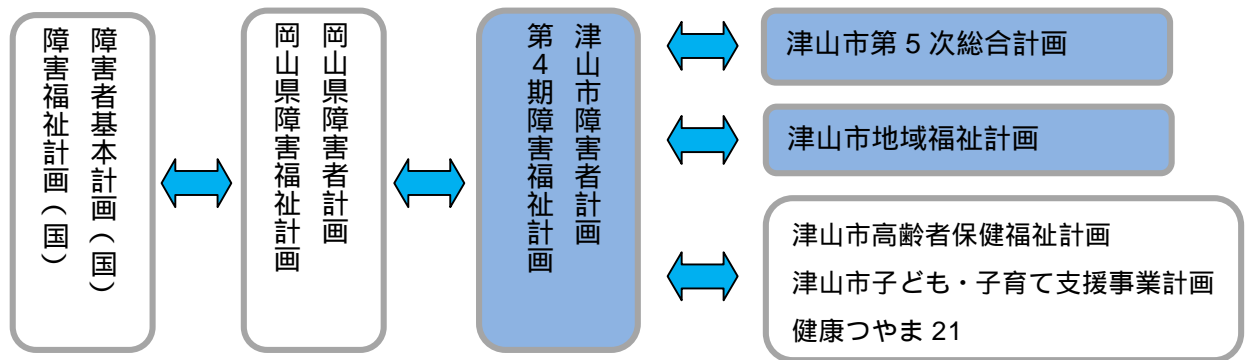
本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

計画では、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、年度毎のサービス需要を見込むとともにサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めます。

また、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：平成26年5月15日改正）に即し、平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標を設定します。

（2）他の計画との関係

本計画は、国及び岡山県が策定する「障害者基本計画」等との整合を図りながら、市民と共にめざす将来の都市像とそれを実現するための基本的計画である「津山市総合計画」、本市における福祉施策を総合的に推進するための「津山市地域福祉計画」、子ども施策を総合的に推進するための「津山市子ども・子育て支援事業計画」、その他これらに類する諸計画との整合を考慮し策定するものです。



3. 計画の対象者

この計画の対象となる「障害者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上であるもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者であって18歳以上であるものを言います。また「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4. 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間（第4期計画期間）として、策定します。

市町村障害福祉計画は、国の基本指針により3年ごとの計画策定が定められています。

計画の期間

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
津山市障害者計画 (平成24年度～平成29年度)					
津山市第3期障害福祉計画 (平成24年度～平成26年度)			津山市第4期障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)		

5. 計画の見直しについて

平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、条約の締約国となりました。この条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害者総合支援法、障害者差別解消法の制定など、各種法令の整備や福祉制度の改正が行われてきました。

今後も障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが進められる予定ですので、これらの動向も踏まえ、計画期間中においても必要に応じて、本計画の見直しを行うものとしてします。

